

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議

ロシアは、去る2月24日にウクライナに軍事侵攻を開始し、ミサイルなどの攻撃により、一般市民を含め多くの人々の命が奪われている。

また、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態となっている。

武力によるロシアの攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会においては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて許すことはできない。

よって、南魚沼市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し厳重に抗議の意を表すとともに、ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう、強く求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日

新潟県南魚沼市議会